

11 政党交付金受入口口座の怪

2012年12月27日、私の求めに応じて松浦大悟議員の秘書たちは、個人通帳と後援会通帳の2冊と、政党支部口座通帳のコピーを私に渡しました。

政党支部口座通帳のコピーを見る限り、民主党本部から支部への入金総額は1200万円でした。

一方、引越し荷物を整理している時に事務所の棚で見つけた発信元も宛先も発信日も不明の怪文書（本稿最終頁コピーを参照）によると、私が代表を務める政党支部には、3回にわけて総額1300万円が振り込まれた事になっていました（第5話参照）。

1300万円が本当なら、その差額100万円はどこへ消えたのか。

2012年1月6日、私は松浦議員に手紙を書きましたが（第9話）、返事が来ません。月半ばになったので、私は返信を督促する手紙を出しました。すると、「党本部の民主党組織委員会の組織部長に連絡するように」とのそっけないメールが返ってきました。

「1300万円の送金実績があります」

2013年2月1日、東京都永田町の民主党本部に出向きました。

会議室に通された私は、それまでの経緯を話し、「政党支部の銀行口座には1200万円しか振り込まれていませんが、党本部は本当に1300万円を送金したのでしょうか」と尋ねました。

組織部長は、ただちに会議室の端にある電話機から経理担当者に電話したあと、「送金実績があります。確かに振込まれています」。

振り込まれたのは1300万円。なのに、民主党秋田県第3総支部の口座には1200万円しか入金記録がない。

この日の党本部での面談に、私は第3総支部口座の通帳のコピーを持参していませんでした。帰宅した私は、部長あてにFAXで、「第3総支部口座」通帳のコピーを送信すると、すぐにメールで返事がきました。

「通帳の名義から類推できることがあるのですが、事実関係を確認した後、ご報告したいと考えます」

「通帳の名義から類推できる」と部長は書いていますから、この時点で、「第3総支部口座」とは違う名義の口座に振り込まれたことを、部長は知っていたのですが、私へのメールでは、「違う名義の口座の存在」を話題にしませんでした。

「ありました」

もしかしたら私の代表名を使った別の口座があるのではないかとひらめいた私は、2月5日、秋田銀行横手条理支店支店長代理に電話で「私の名前を使った口座が、もう一つあるのでは……」聞いてみました。

すると、「口座名がわからないので、探すのに多少時間がかかりますが、やってみます」。そしてほどなく、「ありました」「民主党秋田県第3総支部交付金受入口代表三井マリ子、という口座です」。

「ウケイレグチ」とはどういう字を書くのか、と私は聞きかえしました。

翌々日の2013年2月7日、私は新幹線に飛び乗って大曲経由で横手に行き、駅から秋田銀行横手条理支店に直行しました。

窓口で名前を告げると別室に誘導され、「第5の口座」を確認することができました。

法人代表者は三井マリ子、口座開設日は2012年11月16日。私に知らされた「第3総支部口座」の開設と同じ日です。

「民主党秋田県第3総支部交付金受入口口座（以下、交付金受入口口座）の残高を確認したい」と依頼すると、なぜか支店長代理が退席し、次長が入ってきて言うのです。

「おととい、松浦大悟事務所から当行に電話がありました。三井さん本人のお金というより、党のお金だと言っておられました。これは『借名預金』にあたり、選挙出馬にあたっての党からの資金提供ということで、三井さんのものなのか、民主党のものなのか、一般客のように単純には確認できません。秋田の本店には、松浦事務所のかたが通帳を持参しており、向こうで会計を管理している、とも言われました」

「借名預金」とは、よく金持ちが相続税対策で、妻や子どもの名義で銀行口

座を開設して預金する方法です。松浦議員側は、「三井の名を使って政党交付金の受け皿を作っただけであって、政党交付金は松浦議員が代表する秋田県連のものである」と主張しているらしいのです。

そこで私は、次長に「交付金受入口口座」について3点の提出を要請しました。

- ① 口座開設申込書（正式名：「新規普通貯蓄納税申込書(兼キャッシュカード申込書)」）
- ② 取引明細票
- ③ 誰が引き出したのかがわかる引き出し票

銀行は②の取引明細票のコピーを出しましたが、①と③の提出は「後になる」とのこと。

取引明細票を見ると、党本部から振り込まれた計1300万円は、11月27日に100万円、11月29日に1000万円、12月14日に200万円と、引き出されていました。

11月27日に引き出された100万円だけが、「民主党秋田県第3総支部口座」に移されていません。取引明細票をよく見ると、1200万円分は「引き下ろし申請書」を使って窓口でおろされているのに、11月27日の100万円だけが、なぜかカードを使って秋田銀行横手条理支店のATMでおろされているのです。

「急がれてたもんだから、100万、直接払っちゃった」

2013年2月18日、私は再び永田町の民主党本部に赴き、組織部長に会いました。彼は秋田まで出向いて松浦事務所から事情を聞いてきたので説明したいと言うのです。そして「行方不明の100万円」について私にこう弁明しました（組織部長の承諾を得て録音をした）。

「Kさん（秘書A）のいうには、最初の500万をやる段階で、うーんと、第3区の通帳に入れる段階で、3区の通帳を経て支払いに回さなきゃいけない100万を、急がれてたもんだから、100万、直接、その、払っちゃったと。それで、その、おー、領収書、あ、あり、ありますね、ということについては、あり、ありまして、そりゃ、私が確認してきました。」

部長の言葉遣いは難解でしたが、こういうことでしょう。

「最初に500万円を第3総支部に移す段階で、急いで支払うべきものがあったので、100万円だけは、移さずに直接支払いに当てた」

そして部長は私に、

「12月4日秋田中央郵便局発行、民主党秋田県第3総支部宛、99万7800円」、但し書きは「候補者届出政党用通常ハガキ用」

という領収書のコピーを差し出しました。つまり、100万円は急いでハガキを買うために、カードを使って「交付金受入口口座」から引き出した、というのです。

しかし、現金支払いを行使したのは、11月27日の引き落としから1週間もたった12月4日です。「急ぎの現金が必要だった」「交付金受入口口座から総支部口座へ移す時間がなかったので、現金で支出した」と松浦事務所側は弁明したのですが、「急いだ」にしては悠長すぎます。

しかも、現金の支払い先は秋田市内の秋田中央郵便局。100万円をおろしたのは秋田市から75キロも離れている秋田銀行横手条理支店。秋田市から横手市まで、高速道路を使ったとして往復2時間はかかります。急いで現金払いしなければならない事態で、なぜ、わざわざ横手まで出向いてカードで引き落としをしなければならないのか。理屈が通りません。

秋田銀行本店は松浦大悟事務所から600メートルのご近所。急いで現金が必要となったなら、まず秋田銀行本店で現金を下ろし、それを持って銀行から800メートル先の秋田中央郵便局に行けばいいだけのことです。

「録音を削除したのは……」

秘書Aは、ハガキを買ったとされる日の一週間も前の11月27日に、秋田市から75キロも離れた横手市の秋田銀行横手条理支店でカードを使って100万円の現金を下ろして所持した。その2日後の11月29日には、同じ秋田銀行横手条理支店で「交付金受入口口座」から1000万円を下ろして、ただちに第3総支部口座へ移している。しかもこの同じ日、1000万円を入れた第3総支部口座から、カードを使ってATMで100万円を下ろしている。ついで12月3日、秋田銀行本店（秋田市）のATMで100万円、12月4日、横手条理支店のATMで100万円、と次々にカードで現金を下ろしています。すべて第3総支部口座からです。

松浦議員の秘書たちは、政治資金規正法第9条で義務付けられている会計帳簿を作成していないことは、本部の組織部長が私にメールで知らせてきました。「とっばらい」方式で現金払いをし、領収証を貯め込んでおき、どんぶり勘定的手法に基づいて、「これは選挙」「これは政党支部」「これは後援会」と分けて、収支報告書を3種類作成したのですから、11月27日におろした交付金受入口の現金で12月4日のハガキ代を払ったとは、証明のしようがありません。

それより何より、「政党交付金は選挙に使えない」「だから松浦の現金で立て替えて払った」とあれほど私に言い募った松浦議員の秘書たちが、12月4日のハガキ代に限ってだけ、「交付金受入口口座」の政党交付金からの現金で支払ったというのです。この大矛盾を秘書たちはなんと抗弁するつもりなのでしょうか。

以上の経過から、問題の100万円の支出だけが、「移す間もなく、すぐ現金で支払う必要があった」というのは虚言の可能性が極めて高いのです。

では、11月27日に「交付金受入口口座」から引き出された現金の100万円は、どこに消えたか。これは今も謎のままです。

後に、この第5の口座「交付金受入口口座」は裁判の重要な争点となりました。松浦被告側は「交付金受入口口座」について、開設前にも、12月27日にも、私に伝えた、通帳も見せた、コピーも渡した、その口座だけ説明しない理由はない、と主張しました。しかし、12月27日の録音CD-Rと反訳には、そうしたことを示す発言（秘書A、秘書Bと私）は一言も入っていません。これについて、松浦被告側は、私が録音のその部分を削除したうえで裁判所に証拠として提出したのではないかとまで主張しました。

ところが裁判も進んだ2014年9月8日になって松浦被告側は主張内容を変えました。

「秘書Aは、11月26日100万円を払い戻し、秘書Cに渡した。その後、秘書Cは、12月4日、候補者届出政党用通常葉書代99万7800円の購入代金に使用し…」

秘書Cを登場させることで話のつじつまを合わせたのだ、と私には思えません。

